

名古屋大学附属図書館理学図書室利用細則

制定 平成 16 年 4 月 1 日
改正 平成 18 年 3 月 22 日
改正 平成 22 年 1 月 21 日
改正 平成 23 年 4 月 1 日
改正 平成 25 年 4 月 1 日
改正 平成 29 年 7 月 25 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、国立大学法人名古屋大学附属図書館利用規程（以下「附属図書館利用規程」という。）第 18 条の規定に基づき、名古屋大学附属図書館理学図書室（以下「図書室」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(図書館資料)

第 2 条 図書室備付けの図書館資料（以下「図書」という。）は、次のとおりとする。

- 一 一般図書
- 二 研究用図書
- 三 参考図書
- 四 貴重図書
- 五 逐次刊行物
- 六 マイクロ資料
- 七 その他視聴覚資料等

(利用資格)

第 3 条 図書室を利用することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 本学の学生
 - 二 本学の職員
 - 三 本学の名誉教授
 - 四 その他理学部長（以下「学部長」という。）が認めた者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、図書の閲覧を目的とする場合、申し出により図書室を利用することができる。
- 一 本学の卒業生及び大学院修了者
 - 二 本学の元職員
 - 三 その他一般の者

(利用の手続き)

- 第 4 条 前条に規定する者で図書室を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、利用するときには所定の手続きを経なければならない。
- 2 前条第 1 項に掲げる利用者は、図書室を利用するとき、それぞれ学生証、職員証、名誉教授証、中央図書館利用証等（以下「学生証等」という。）を携帯し、図書室職員から提示を求められたときには、これに応じなければならない。
- 3 利用者は、「学生証等」を他人に使用させてはならない。

(開室時間)

- 第 5 条 開室時間は、平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、学部長が必要と認めたときは、開室時間を変更することができる。

(休室日)

- 第 6 条 休室日は、次のとおりとする。
- 一 日曜日
 - 二 土曜日
 - 三 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
 - 四 年末年始（12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで）
- 2 前項の規定にかかわらず、学部長が必要と認めたときは、休室又は開室することができる。

(図書の閲覧)

- 第 7 条 利用者は、図書室が開架書庫で管理する図書を、図書室内で自由に閲覧することができる。
- 2 図書室が開架書庫で管理する図書を閲覧しようとする者は、所定の手続きを経て、指定された場所で閲覧しなければならない。
- 3 利用者は、閲覧を終えた図書を所定の場所に戻さなければならない。
- 4 図書を利用者の閲覧に供するため、図書の目録及び利用に関する規程を常時閲覧図書室内に備え付けるものとする。

(閲覧の制限)

- 第 8 条 次に掲げる場合においては、閲覧を制限することができる。
- 一 図書に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号。以下『情報公開法』という。）第 5 条第 1 号及び第 2 号に掲げる情報が記録されていると認められるとき、当該情報が記載されている部分を閲覧する場合

- 二 図書の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）第 2 条第 7 項第 4 号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けているとき、当該期間が経過していない場合
- 三 図書の原本を利用させることにより当該原本の破損又はその汚損を生じるおそれがある場合
- 四 図書の原本が、教育・研究・学習等のために現に使用されている場合

（貸出し）

- 第 9 条 貸出しを受けることができる者は、第 3 条第 1 項に規定する者とする。
- 2 貸出しの冊数及び期間は、別表のとおりとする。
 - 3 貸出しを受けようとする者は、所定の手続を経なければならない。

（貸出予約）

- 第 10 条 利用者のうち第 3 条第 1 項に規定する者は、貸出中の図書を予約することができる。
- 2 利用者は、前項の予約をしようとするときは、所定の手続きにより、申し込むものとする。

（転貸禁止）

- 第 11 条 利用者は、借り受けた図書を転貸してはならない。

（貸出期間の更新）

- 第 12 条 利用者は、第 10 条の予約がない場合に限り、貸出期間を更新することができる。
- 2 利用者は、前項の更新を受けようとするときは、所定の手続きを経なければならない。

（貸出しの停止）

- 第 13 条 学部長は、貸出しを受けた者が図書の返却を延滞したときは、その者に対し、貸出しを停止することができる。

（長期貸出し）

- 第 14 条 学部長は、教育上又は研究上の必要に応じて、図書を研究科の講座等に長期に貸出すことができる。

（返却）

- 第 15 条 利用者は、貸出しを受けた図書を貸出期間内に返却しなければならない。
- 2 学部長が特に必要と認めた場合は、貸出期間中であっても図書の返却を求めることがで

きる。

- 3 利用者は、その身分又は資格を失ったときには、貸出しを受けた図書を直ちに返却しなければならない。

(禁帯出の図書)

第 16 条 次に掲げる図書の貸出しは行わない。ただし、学部長が特に支障がないと認めた場合は、この限りではない。

- 一 参考図書
- 二 貴重図書
- 三 マイクロ資料
- 四 その他学部長が指定する図書

(複写)

第 17 条 利用者は、教育・研究又は学習の用に供することを目的とする場合に限り、図書の複写を依頼することができる。

- 2 前項の複写に関し必要な事項は、国立大学法人名古屋大学附属図書館複写規程の定めるところによる。

(参考調査)

第 18 条 利用者は、次に掲げる参考調査を図書室に依頼することができる。

- 一 学術文献に係る調査及び情報の提供
 - 二 その他教育，研究又は学習の参考とするために必要な情報の提供
- 2 前項の規定に関わらず、第 3 条第 2 項に規定する利用者からの依頼であって、特に経費又は時間を要し、他の業務に支障を及ぼすおそれのある場合には、図書室は当該依頼に応じないことができる。

(他大学等の図書館の利用)

第 19 条 第 3 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する利用者は、他大学等の図書館の利用に関して、次に掲げることを図書室に依頼することができる。

- 一 紹介状の発行
- 二 相互貸借の申込み
- 三 文献複写の申込み

(多目的室の利用)

第 20 条 理学部，理学研究科，多元数理科学研究科及び環境学研究科地球環境科学専攻地球惑星科学系に所属する学生及び職員は、所定の手続きを経て、多目的室を利用すること

ができる。

(利用の制限)

第 21 条 学部長は、附属図書館利用規程、図書室利用細則等又は図書館職員の利用上の指示に従わない者に対し、利用を制限することができる。

2 閲覧室等が非常に混雑している場合等、本学の学習、教育、研究に支障をきたす恐れがある場合には、学部長は図書室の利用を制限することができる。

(遵守事項)

第 22 条 利用者は、次の事項を守らなければならない。

- 一 許可されたとき以外は、静粛を保つこと。
- 二 図書、機器及び設備を汚損、毀損、紛失しないこと。
- 三 室内で飲食及び喫煙をしないこと。
- 四 その他利用者に迷惑となる行為をしないこと。

2 前項第 2 号に違反したものに対しては、弁済を求めることができる。この場合における弁済の方法は、原則として現物の購入又は修理とし、図書の現物が入手できない場合は、複写物を含む代替品によって弁償を行うものとする。

(補則)

第 23 条 この細則に定めるもののほか、図書室の利用に関し必要な事項は、図書委員会の議を経て、学部長が定める。

附 則

この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この細則は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

別表（第9条関係）

貸出しの冊数及び期間

資料の種類	理学部所属者（*）		左記以外	
	貸出冊数	貸出期間	貸出冊数	貸出期間
一般図書	5冊以内	14日以内	2冊以内	14日以内
研究用図書	30冊(学部の学生は5冊)以内	3か月以内	2冊以内	14日以内
逐次刊行物	5冊以内	7日以内	2冊以内	7日以内
視聴覚資料のうち 図書室外貸出著作 権承認資料	5セット	14日以内	2セット	14日以内

備考

- 1 別表中の「理学部」は、理学部、理学研究科、多元数理科学研究科及び環境学研究科地球環境科学専攻地球惑星科学系を包括して示す。
- 2 （*）には理学部所属の学生及び職員並びに第3条第1項第4号に規定する者も含める。
- 3 夏季及び冬季の休業期間中は、理学部所属の学生に限り、一般図書の貸出期間を延長することができる。
- 4 受入日から10日以内の逐次刊行物は、貸出ししない。